

調査へのご協力を  
お願いします

国勢調査  
2015

## 平成27年10月1日現在で 全国一斉に国勢調査を行います

国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年に一度実施されます。調査結果は福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画策定などに利用されます。

### 【調査の概要】

▽調査期日 10月1日現在で実施

▽調査対象 10月1日現在、日本国内に普段住んでいるすべての人（外国人を含む）と世帯

### ▽調査事項

①世帯員について…「男女の別」、「出生の年月」、「配偶の関係」、「就業状態」、「従業地又は通学地」など13項目

②世帯について…「世帯員の数」、「住居の種類」、「住宅の建て方」など4項目

### ▽結果の公表

調査の結果は「人口速報集計」を平成28年2月に、その後、年齢別人口、世帯の状況などの詳しい調査結果を平成28年10月末までに公表する予定です。

公表した調査結果は、総務省統計局のホームページのほか、都道府県立図書館などで確認できます。

### 【調査の流れ】

9月上旬から国勢調査員が皆さんのお宅を訪問し、調査書類を配布します。

今回の調査では、オンライン調査を先行実施することから、先にインターネット（パソコン・スマートフォン）での回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯へ紙の調査票を配布して調査を行います。

※もれなく・重複なく調査を行うために、訪問時に代表者の氏名と世帯の男女の人数をおたずねしますので、ご協力をお願いします。



弘前のいろいろなことについてのクイズだよ。答えはどこかのページに隠れているから探してね！

#### 【質問】

弘前城の天守の土台となっている石垣を修理するために、これからみんなでお城を引っ張って少し離れた場所へ移動するけど、弘前城はどれくらいの重さかな？右の3つの中から選んでね。

- ① 10トン
- ② 200トン
- ③ 400トン



#### 【オンライン（パソコン・スマートフォン）調査】

▽インターネット回答用ID配布 9月10日～12日

▽インターネット回答 9月10日～20日

#### 【調査票での回答】

▽調査票配布 9月26日～30日

▽調査票回収 10月1日～7日

#### 【国勢調査員】

○総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。

※調査員は腕章を着用し、国勢調査員証を身に付けています。

#### 【個人情報の保護】

○国勢調査では、統計法によって厳格な個人情報保護が定められています。

○インターネット回答における通信は、すべて暗号化（SSL/TLS方式）されています。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っています。

○国勢調査に従事する者（調査員、指導員）には、統計法による守秘義務が課されています。

#### 【回答の義務】

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められています。

詳しくは総務省統計局ホームページ（<http://kokusei2015.stat.go.jp/index.htm>）をご覧ください。

■問い合わせ先 ひろさき未来戦略研究センター情報分析担当（☎ 40・7016）

8月17日から  
スタートします

## 広聴事業 市政懇談会

ら事前に提出された意見や要望への回答を行います。

市政懇談会は誰でも自由に参加できます。

近くで開催されるときには、まちづくりについて、直接皆さんとの声をお聞かせください。

■問い合わせ先 広聴広報課広聴広報担当（☎ 35・1194）

実施日	地区名	時間	会場
8月17日（月）	裾野	午後2時半～4時半	農村環境改善センター（多目的ホール）
8月18日（火）	東目屋	午後1時半～3時半	東目屋ふれあいセンター（体育集会室）
8月20日（木）	清水	午後1時半～3時半	清水交流センター（体育室）
8月25日（火）	岩木	午後2時～4時	中央公民館岩木館（大ホール）
8月27日（木）	新和	午後6時～8時	新和地区体育文化交流センター（体育室）
9月1日（火）	堀越	午後1時半～3時半	泉野多目的コミュニティ施設（多目的室）
10月2日（金）	和徳	午後1時半～3時半	和徳公民館（講堂）
10月19日（月）	城西	午後1時半～3時半	西交流センター
10月（調整中）	一大	午後1時半～3時半	駅前地区都市改造記念会館

※日程など変更する場合があります。一大地区の実施日は、広報ひろさき8月15日号でお知らせします。

対象となる人は  
申請・提出を

## 児童扶養手当等の申請や現況届など

### 【ひとり親家庭等医療費給付事業】

保険診療の医療費自己負担分を、児童が18歳になった後の最初の3月31日分まで給付します。

▽対象 ①ひとり親家庭等の父または母および児童／②父母のいない児童

※父や母については自己負担があります。

上記3つの制度にはいずれも所得制限があります。

### 【現況届などの提出を忘れずに】

児童扶養手当の受給資格がある人は現況届、特別児童扶養手当の受給資格がある人は所得状況届の提出が必要です。該当者には7月31日に通知を発送しましたが、期限までに提出がない場合、8月分以降は受給できなくなりますので、注意してください。

※児童扶養手当を受給してから5年経過している人は、6月に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（青色または黄色の用紙）を送付していますので、現況届を提出する際に一緒に提出してください。

▽提出期間・提出先 8月3日～31日の月～金曜日に、子育て支援課（市役所1階、窓口106）、岩木・相馬総合支所民生課へ（29日・30日の土・日曜日は子育て支援課で受け付けます）。

■問い合わせ先 子育て支援課家庭支援係（☎ 40・7039）



▲昨年の市政懇談会の様子